



日本共産党荒川区議員  
**小林行男**

ご意見をお寄せください

区政区議会報告・地域情報を週刊で発行しています

区政ニュース

NO. 768  
2020. 3. 29  
区議会控室  
TEL 3802-4627  
FAX 3806-9246  
Email: arajcp@tcn-catv.  
ne.jp  
ホームページ  
http://www.tcn-catv.ne.jp/~jcp/para/  
東尾久相談室  
東尾久2-37-3  
TEL・FAX  
3895-0508

	医療分+高齢支援分		23区の1人あたり 平均保険料	介護分(40才~64才)	
	均等割	所得割(%)		均等割	所得割(%)
2011年度	39,900	8.09	94,479	12,000	1.44
2012年度	40,200	8.51	95,277	14,100	1.67
2013年度	41,400	8.36	98,465	15,000	1.82
2014年度	43,200	8.47	103,103	15,300	1.85
2015年度	44,700	8.43	106,545	14,700	1.65
2016年度	46,200	8.88	111,189	14,700	1.61
2017年度	49,500	9.43	118,441	15,600	1.57
2018年度	51,000	9.54	121,988	15,600	1.59
2019年度	52,200	9.49	125,174	15,600	1.50
2020年度	52,800	9.43	126,202	15,600	1.63

※所得割は【収入-給与所得控除、公的年金控除等 - 基礎控除33万円】に対して乗じます。

荒川区国民健康保険料  
値上げ条例が、3月13日の  
本会議で賛成多数(自民・公明など  
で可決されてしまいました。  
国民健康保険料は荒川区は2  
3区統一保険料方式です。(千代  
田区・中野区・江戸川区は抜けています)  
2月14日の区長会決定を受けて荒川区国民健  
康保険運営協議会に諮問し承認され、議会に条例  
案を提出し、委員会審査・本会議となりました。  
23区平均保険料は年間1028円・この10  
年間で3万1724円の値上げになります。  
給与所得400万円/40才夫婦と子ども二人  
モデル世帯で年間保険料は50万円をこえて  
(4031円の値  
上げ)余りにも  
高すぎます。  
協会けんぽに  
比べると2倍  
以上の負担で  
す。  
2018年  
度から広域化  
で、運営主体  
となった東京  
都は独自の緩  
和策を行いま  
せんでした。



## 後期高齢者医療保険料

2018年度並みに都が支出していたら、値上げは抑えことが出来ました。



東京都62区市町村の  
議会から選ばれた議員  
(荒川区は議長が出席)で  
構成される  
広域連  
合議会  
で  
2年毎の保険料が決定さ  
れます。  
所得割は0・08ポ  
イント引下げ・均等割は8  
00円の引上げとなり平  
均年間3926円増です。  
しかも国が均等割9割、  
8・5割減額を廃止した  
ため低所得者層の大幅値  
上げです。  
年金削減、消費税10  
%、コ  
ロ  
ナの影響  
の中、生  
活を圧迫  
します。

## 後期高齢者医療保険料の推移

	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度
単身	80万円	13,200	13,200	8,600
	168万円	19,700	16,400	13,000
	173万円	35,100		34,800
	211万円	85,800		85,000
2人世帯	192.5万円	78,400		78,000
	211万円	94,600		94,200

(※2人世帯は配偶者年金収入80万円の場合)

	2021・2020年度	2019・2018年度
均等割	44100円	43300円
所得割	8.72%	8.80%
1人当たり 平均保険料	101053円	97127円



## 国民年金保険料・学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は20歳になったら国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。学生については申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。



前年の本人の所得が基準以下

(所得基準118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等)の学生が、申請によって承認されると、保険料の納付が猶予されます。

4月1日から2020年度分の申請受付がはじまります。

【問合せ】国民年金課国民年金係(区役所1階)

3802-3111内線2411

## 法律相談会



毎月第3火曜日(午後6時から)北千住法律事務所の弁護士による法律相談会をおこなっています。できるだけ事前にご連絡ください。

4月の相談会は、  
4月21日(火)

尚、お急ぎの方は、弁護士事務所と連絡して、ご相談できますのでお気軽に声をかけてください。

# 新型コロナ 学校休業に伴う休業補償などの対策

## 休業補償の概要

### 1. 小学校等の臨時休業に伴う

#### 保護者の休暇取得支援(労働者)

(1) 対象：年次有給休暇と別に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主

支給額：日額の上限8,330円



### 2. フリーランス等の

#### 保護者支援



(1) 対象：子どもの世話のため契約した仕事ができなくなっている者。

支援内容：就業できなかった日、1日当たり4100円(定額)

#### [制度・手続き全般問い合わせ]

<学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター>

電話 0120-60-3999

受付時間：9:00～21:00(土日・祝日含む)

#### [申請窓口]

<学校等休業助成金・支援金受付センター>

申請方法：郵送(配達記録が残るもの)による申請

申請期間：3月18日から6月30日

窓口：千代田区大手町2-6-2 6階662出務室



## ファミリーサポートセンター事業を利用した際の利用料の補助

幼稚園や小学校の臨時休業により、子どもの預かりが必要な場合の対応で、ファミリーサポート事業を利用した際に国の補助を活用して、3月2日から3月31日まで利用料を補助する制度を設け、保護者負担が生じないようにする。



補助額は、1時間あたり800円、1日6400円を限度とする。

申請は、子育て支援課で、利用者に対して償還払いにより補助する。

予算は100万円を見込んでいます。

### ファミリーサポートセンター事業

残業、病気、家族の介護、社会活動に参加される時に子どもを一時的に預けたいとき、送迎やお子さんを預かるなど育児のサポート事業をおこなっています。

荒川区社会福祉協議会がおこなっている事業です。



## 区民住宅の入居者募集!

場所：町屋五丁目住宅(町屋5-9-2・尾久の原公園横)

24階建て124戸

使用料(月額1万1600円～14万9200円、他に共益費月1万円)

所得要件あり：(下表)

世帯人数	所得の範囲
2人	227万6000円～622万4000円
3人	265万6000円～660万4000円
4人	303万6000円～698万4000円



### 使用料の減額

○子育て世帯とその親世帯が区内で近居になる場合

○子どもが3人以上いる世帯

減額する額：2万円(月額)

### [申し込み・問合せ]

施設管理課、管理・住宅課

区役所北庁舎2階

電話3082-3111内線2824



○森友学園問題をめぐる決済文書の改ざん。作業を強いられた財務省近畿財務局職員の遺書・手記が公表されました。これまでの政府側の説明とは異なる事実が帰されています。それにもかかわらず、安倍首相や麻生大臣は、「手記に新しい事実はない、再調査の必要なし」と調査すら拒む姿勢です。二人は調査される対象であり、とんでもありません。

